

## 役員等報酬規程

社会福祉法人 ル・プリ

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ル・プリ（以下、法人という。）の役員及び評議員、年金管理委員会委員、評議員選任・解任委員会委員、法人の顧問の職務執行の対価として支払われるものである。

### (報酬総額)

第2条 役員及び評議員選任・解任委員会委員並びに年金管理委員会委員、法人顧問に対する報酬の会計年度ごとの総額は20,000,000円以内とする。

2 評議員に対する報酬の会計年度ごとの総額は定款に定める額とする。

### (理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 法人職員を除く役員及び顧問が理事会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。

3 法人職員を除く年金管理委員会委員、評議員選任・解任委員会委員が各委員会に出席したときは、当日の報酬及び実費弁償費を別表1により支払う。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事（理事長及び業務執行理事、法人職員理事を除く。）及び監事が理事会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設、事業所の運営のための業務を法人本部及び当該事業所において行なった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設、事業所の運営のための業務を法人本部及び当該事業所において行なった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び施設の運営状況及び会計の執行状況に関する監事業務を法人本部及び対象事業所において行なう場合は、別表3により報酬を支払う。

(理事長及び業務執行理事の勤務報酬)

第6条 所定週平均1日以上勤務にあたる理事長及び業務執行理事に対しては、別表4により、月額報酬を払う。

2 報酬の支給日は毎月25日とする。ただし、当日が土曜及び休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

3 支払い方法は、銀行口座への振込みとする。振込みは当該役員の指定する口座とする。

(顧問の報酬)

第7条 顧問は法人運営及び法人内各事業本部の運営全般にわたり、随時、法人本部事務所及び従たる事務所等において理事長及び業務執行理事等に対し助言を行なうものとし、別表5により報酬を支払う。

2 支払日及び支払意方法は前条に準じて行なう。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決及び評議員会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規定は、平成23年6月1日より施行する。

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

この規定は、令和2年4月1日より施行する。

## 役員報酬

別表1（第3条関係：日額）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	20,000円
評議員会出席報酬	20,000円
年金管理委員会出席報酬 評議員選任・解任委員会出席報酬	20,000円

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

別表2（第4条関係：日額）

名 称	報 酬
理事・監事報酬	20,000円
評議員報酬	20,000円

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

別表3（第5条関係：日額）

名 称	報 酬
監事業務報酬	50,000円

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

別表4（第6条関係：月額）

名 称	報 酬
理事長業務報酬	250,000円
業務執行理事業務報酬	250,000円

別表5（第7条関係：月額）

名 称	報 酬
顧 問 業 務 報 酬	A 型 1 7 0 , 0 0 0 円 B 型 1 0 0 , 0 0 0 円